

運 営 規 程

介護予防認知症対応型共同生活介護

彦根市グループホームゆうゆう

彦根市グループホーム“ゆうゆう”

運 営 規 程

介護予防認知症対応型共同生活介護

(事業の目的)

第1条 公益財団法人豊郷病院が開設する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という）“彦根市グループホームゆうゆう”が行うグループホームの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の介護職員が病状の安定した認知症老人に対して日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし家庭的な環境のもとで精神的に安定して健康で明るい生活が送れるように支援し福祉の増進を図ることを目的とする。

尚、この項の利用者とは契約を交わす者であり、以下「契約者」とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は介護保険法・老人福祉法の基本理念に基づき、契約者の生活の安定と向上のための支援に努める。

- 一、適切な環境を提供し認知症の進行を予防する。
- 二、契約者が尊厳ある暮らしを営めるよう支援する。
- 三、暮らしの豊かさを求めると共に、事故を防止し安全に配慮した運営を行う。
 - 四、介護負担を軽減すると共に、関係機関や連帯保証人と十分な連絡調整を行う。
- 五、個人情報保護については別に定めた基本方針に基づき利用目的内で同意書を受領して取扱を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一、名 称 彦根市グループホームゆうゆう
- 二、所在地 彦根市川瀬馬場町 1015 番地 1
- 三、定 員 9名 (介護保険サービスを含む)

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一、管理者（センター長） 1名
事業所職員の管理、業務の把握と管理を一元的に行う責務と、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。
- 二、計画作成担当者（介護支援専門員） 1名（兼務）
介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を行う。

三、サービス提供責任者（主任又はチーフ及びそれに準ずる） 1名

サービス提供責任者は事業所に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに関わる調整、契約者の日常生活管理、職員等に対する技術指導、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成等を行う。

四、介護職員 6名以上

契約者に対し介護計画に基づいて日常生活が出来るように必要な援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は年中無休／24時間とする。

（事業の内容及び利用料等）

第6条 内容は次の通りとする。

一、居室及び食事の提供を行う。

二、契約者に対して健康管理の助言等の生活支援を行うとともに、緊急時の対応を行う。

三、契約者に対して食事・入浴及び排泄等の日常生活援助を行う。

四、グループホームの特性を活かした個別援助計画を作成し、契約者が安定した生活が送れるよう援助を行う。

五、管理者は契約者の心身の状況・希望及び環境をふまえて援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を職員に担当させる。

2 利用料及びその他の費用は次の通りとする。

一、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

二、その他の利用料は、重要事項説明書に定める利用料金表による。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、契約者又は連帯保証人に対して事前に文書で説明した上

で支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条

一、職員は契約者の病状に急変その他の緊急事態が生じた時は速やかに主治医・関係医療機関に連絡する等の措置を講ずると共に、連帯保証人に連絡、管理者並びに関係市、豊郷病院代表理事にも報告しなければならない。

二、契約者の状態の変化などに応じて速やかに、介護老人保健施設「パストラルとよさと」が介護サービスの確保のための連携・支援体制や夜間緊急時の対応のための連携・支援体制を持ちバックアップするものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は彦根市とする。

(非常災害対策)

第9条 防火管理については別に定める消防計画に必要な事項を定め、防火管理者が責任者となり火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全ならびに被害の防止をはかる。また、BCP(業務継続計画)をもとに事業が継続できるよう関係機関との連携及び協力を行う体制を構築する。

防災訓練：年2回 (春・日中設定、秋・夜間設定)

防災設備：消火器 消火栓の設置完備 自動火災通報設備完備 スプリンクラー設備管理

BCP(業務継続計画) 訓練：年1回…関連施設である、パストラールとよさとへ避難誘導。

(要望及び希望等の相談)

第10条 当センターならびに当ホームには支援相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、生活相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

ゆうゆう	TEL：0749(28)7662
彦根市高齢福祉推進課	TEL：0749(24)0828
国民健康保険団体連合会	TEL：077(510)6605

(人権擁護・虐待防止)

第11条 契約者の人権擁護、虐待の防止等のため責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修会の機会を確保します。

- 一、虐待防止のための対策を検討する高齢者虐待防止委員会を2ヶ月に1回開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 二、虐待の防止のための高齢者虐待防止のための、指針及びマニュアルを整備する。
- 三、職員に対し、虐待防止のための研修を年2回実施する。
- 四、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 サービス提供中に、当該事業所職員又は介護者(契約者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待(虐待の兆候)を受けたと思われる利用者を発見した場合は、慎重に調査し検討及び対策を図り、速やかに、関係市に通報する。

3 高齢者虐待の発生の原因等の分析を行い、再発防止に努める。

(入居にあたっての留意事項)

第12条 当センターならびに当ホームでは多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、職員は誠意を持って介護にあたっておりますので、不当な要求や職員への暴言やセクシャルハラスメント行為や他の契約者等に対して、利用継続が困難となる背信行為又は反社会的行為を行わないようにお願いします。

(その他運営についての注意事項)

第13条 事業所は職員の資質向上をはかるため研修の機会を次の通り設けるものとする。

- 一、採用時研修 採用後2ヶ月以内。
- 二、継続研修 年最低2回行い、その他随時事業所外にも派遣研修を行う。
- 2 職員は事業上知り得た契約者又は連帯保証人の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に業務上知り得た契約者又は連帯保証人の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は(公・財)豊郷病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は平成18年4月1日から施行。

この規定は平成20年4月1日から施行。

この規定は平成21年4月1日から施行。

この規定は平成24年4月1日から施行。

この規定は平成27年8月1日から施行。

この規定は平成27年11月1日から施行。

この規定は平成30年8月1日から施行。

この規定は令和2年4月1日から施行。

この規定は令和3年10月1日から施行。

この規定は令和4年6月1日から施行。